別表（第2条関係）

整備項目適用基準表

適用施設＼整備項目	1 移動等円滑化経路等	2 出入口	3 廊下等	3 授乳場所等	4 階段	5 傾斜路	6 エレベーター及びその乗降ロビー	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	8 便所	8 ベビーチェア	8 ベビーベット	9 浴室又はシャワー室	10 宿泊施設の客室	11 観覧席・客室	12 敷地内の通路	13 駐車場	14 標識	15 案内設備	16 案内設備までの経路	17 公共的通路
興行施設（演劇、観覧場、映画館、演芸場など1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○
集会施設（冠婚葬祭施設を含む。1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
集会施設（公民館など200㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○
展示施設等（展示場、自動車展示場など1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
物販販売業を営む店舗等（卸売市場2,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
宿泊施設（ホテル、旅館など1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所（他の施設に附属するものを除く。2,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
共同住宅（共同住宅、寄宿舎、下宿など2,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
運動施設又は遊技場等（体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場など1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
公衆浴場（公衆浴場、クアハウスなど1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○
飲食店（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、料理店など1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
工業施設（工場など2,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
自動車関連施設（自動車車庫500㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
自動車関連施設（自動車修理工場、自動車洗車場200㎡未満のもの）	○	○							○			○			○	○	○	○	○	○
自動車関連施設（自動車教習場1,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
公共用歩廊（2,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	○
地下街（地下街など2,000㎡未満のもの）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
複合施設（都市施設の複合建築物2,000㎡未満のもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○